

乾燥設備作業主任者技能講習開催のご案内

乾燥設備による爆発や火災を防止するため、労働安全衛生法により乾燥設備作業主任者技能講習修了者を作業主任者に選任し、作業指揮に当たらせることが必要です。

当協会では、この資格を取得できる講習を、岩手労働局長登録教習機関（登録番号55-1214）として、労働安全衛生法に基づいて実施しております。

この講習を受講し、学科試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 **令和7年3月17日（月）8：30～17：55（受付7：50 刈エンテション8：20）**
3月18日（火）8：30～18：05（同上）
2. 場 所 **（公財）岩手労働基準協会 研修センター（盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911）**
***会場案内図は当協会ホームページでご確認下さい。**
FAXでもご案内いたしますので、必要な方はご連絡下さい。

- 3 受講資格
- 1 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - 2 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者でその後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
 - 3 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
（作業経験が5年未満の方は、卒業証明書（原本）を提出していただきます）

4. カリキュラム

1日目	2日目
8：20～8：30 刈エンテション	8：20～8：30 刈エンテション
8：30～13：25 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識(4h)	8：30～14：35 乾燥設備の管理に関する知識(5h)
13：35～17：55 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処理に関する知識(4h)	14：45～16：55 関係法令(2h)
	17：05～18：05 修了試験(1h)

*昼食休憩 45分

5. 修了試験 上記講習科目について修了試験を行います。**鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム**をご持参下さい。

***遅刻・欠課・早退者は、修了試験を受けられませんので必ず所定時間を受講して下さい。**

6. 受講料等
- | | |
|-------|------------------|
| 受講料 | 12,650円 |
| テキスト代 | 1,650円 |
| 合計 | 14,300円（消費税10%込） |

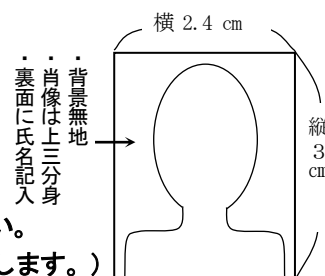
7. 申込方法 「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚（右図参照）

を添えてお申し込み下さい。（事前に受付状況を電話でご確認下さい。

また、申込書は速やかに提出いただきますようご協力をお願いいたします。）

*銀行振込の場合は、下記口座へ**2月25日までに（協会窓口への持参・現金書留可）**お振込み願います。

お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。



岩手銀行県庁支店（普）0103622（公財）岩手労働基準協会

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911・FAX 019-681-1018

8. 申込締切日 **2月25日（火）ただし定員90名になり次第締切らせていただきます。**

9. キャンセルの取扱 **3月10日（月）以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**

10. その他 受講票を郵送いたしますので、当日講習会場の受付でご提示をお願いいたします。**(3/5(水)発送)**

筆記用具、昼食をご持参下さい。（会場周辺にはコンビニ・飲食店があります）

当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますので、ご協力をお願いいたします。

雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。

会場での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。

